

物品購入に係る入札結果情報の公表要領

第1 目的

この要領は、物品購入に係る事務の透明性を確保するため、物品購入に係る入札結果情報の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公表対象とする契約

この要領により公表する入札結果は、入札用度課及び各地方振興局出納室が締結する下記の契約に係るものとする。

ただし、入札結果情報が福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に掲げる情報に該当する場合はこの限りではない。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4から第167条の10の2までの規定による一般競争入札
- 2 令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札
- 3 令第167条第1項各号の規定による指名競争入札
- 4 令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- 5 令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約のうち、オープンカウンター方式実施要領（試行）（令和6年1月1日制定）第2条に規定するオープンカウンター方式による随意契約

第3 公表の方法

この要領により公表する入札結果は、入札情報公開システムへの登録により公表するものとする。

第4 公表の時期

入札情報公開システムへの登録については、原則として開札の行われた日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

第5 公表の内容等

公表の内容等は、次の表のとおりとする。

- 1 第2の第1号から第4号までに掲げる契約

公表の内容
1 入札方法の別
2 開札年月日
3 物品名
4 数量（又は予定数量）
5 落札者名
6 落札価格
7 参加者名
8 参加者の入札価格

2 第2の第5号に掲げる契約

公表の内容	
1	開札年月日
2	物品名
3	数量（又は予定数量）
4	落札者名
5	落札価格

第6 公表の期間

公表は、開札が行われた日が属する年度の翌々年度末まで行うものとする。

第7 その他

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入契約については、この要領に定める方法のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定による。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成23年1月26日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、施行日以後に公告又は公開する案件について適用し、施行日前に公告又は公開した案件については、なお従前の例による。